

○厚生労働省告示第三百六十七号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第三項の規定に基づき、食品衛生法第十条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（平成十七年厚生労働省告示第四百九十八号）の一部を次の表のように改正する。

平成三十年十月十八日

厚生労働大臣 根本 匠